

# 焼津漁協【新港】監視警備マニュアル



令和4年 7月17日作成 (株)日本セキュリティパトロール

## ☆漁協【新港】 運送会社が遵守すべき事項

**●積み荷がある状態で、トラックスケールを通過せずに新港から退場する事は絶対禁止。**

**※トラックスケールを通過しないで、1号売場出口より退場し、市内へ出庫する運搬車両は、警備員の所で停止し、荷台の確認を受ける。**

**●スケールを通過した車両は、4号売場出入口より退場可能**

**●積荷検査を拒否した車両については、会社名・車番を漁協組合に報告する。**

# ●焼津漁協【新港】 入出庫箇所及び監視警備員配置箇所



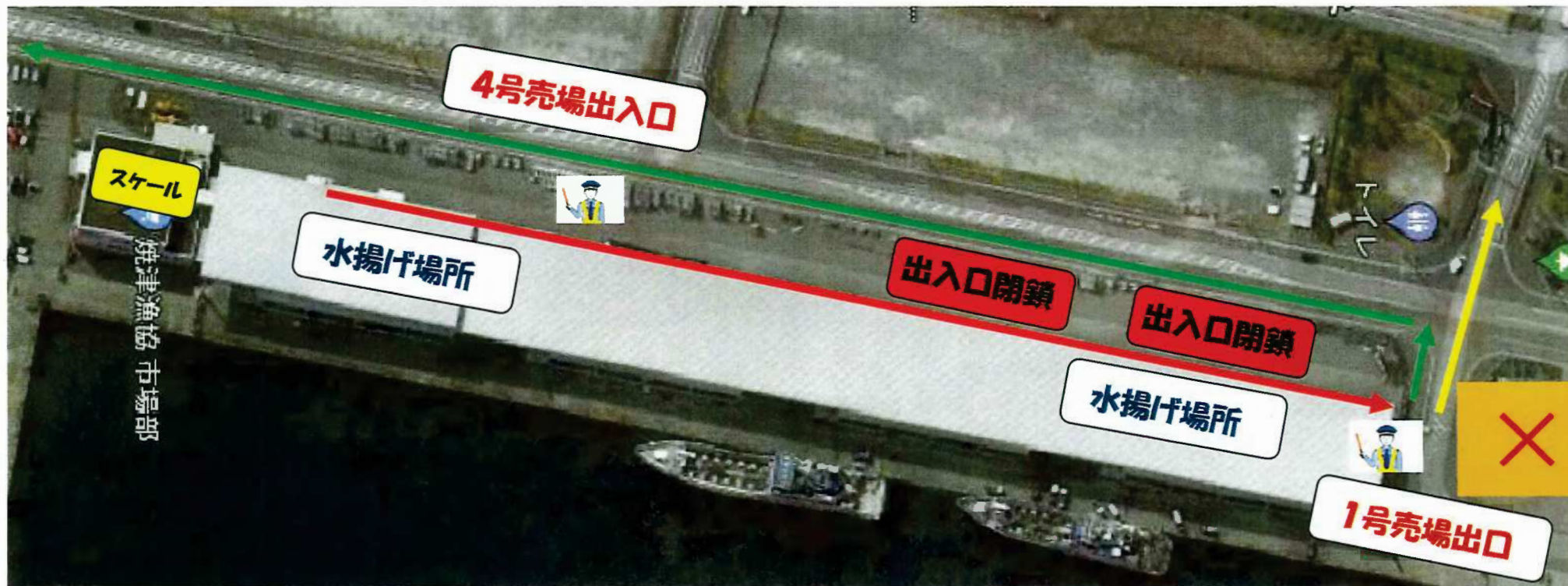
## ●新港場内



●水揚げ時は、トラックの出入口をスケール入口、4号売場前、1号売場（避難タワー前）のみとし、**それ以外は出入口閉鎖。**

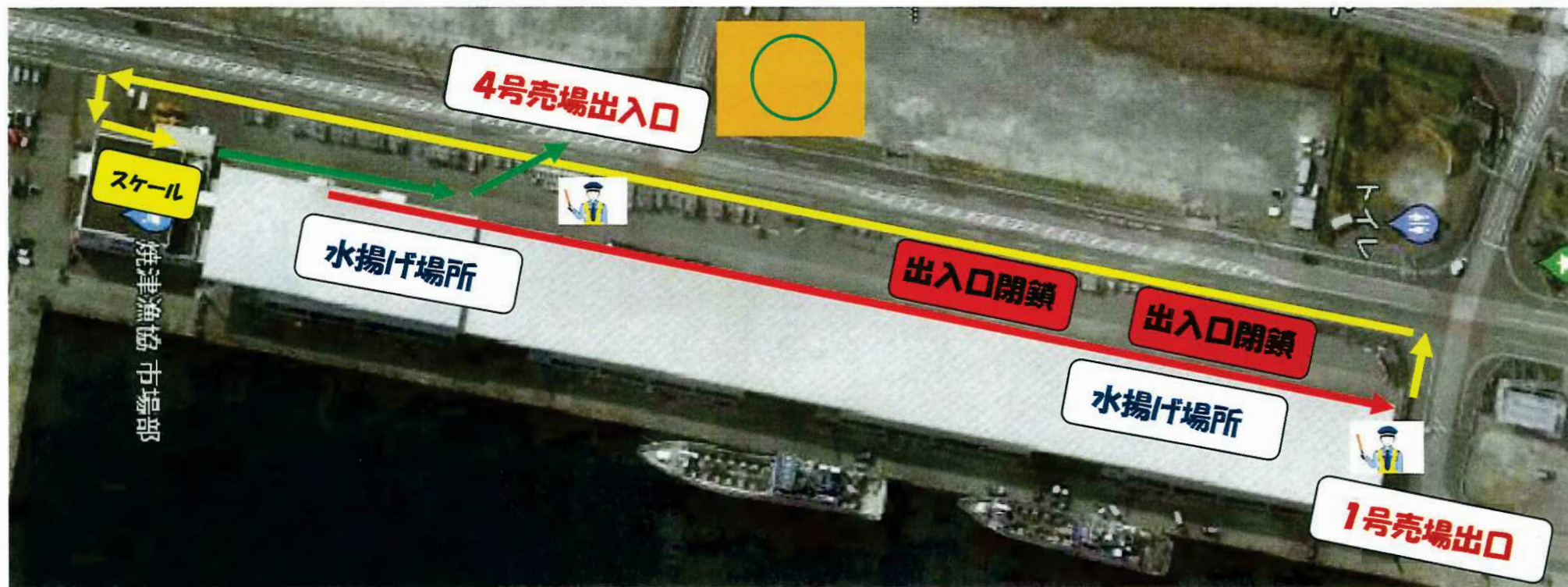
●水揚げ時は、トラックスケールから1号売場（避難タワー前）の出口まで、**一方通行とする。**  
※但し、業者車両については、対象外とする。

## ●パターン①【絶対行ってはいけない事】



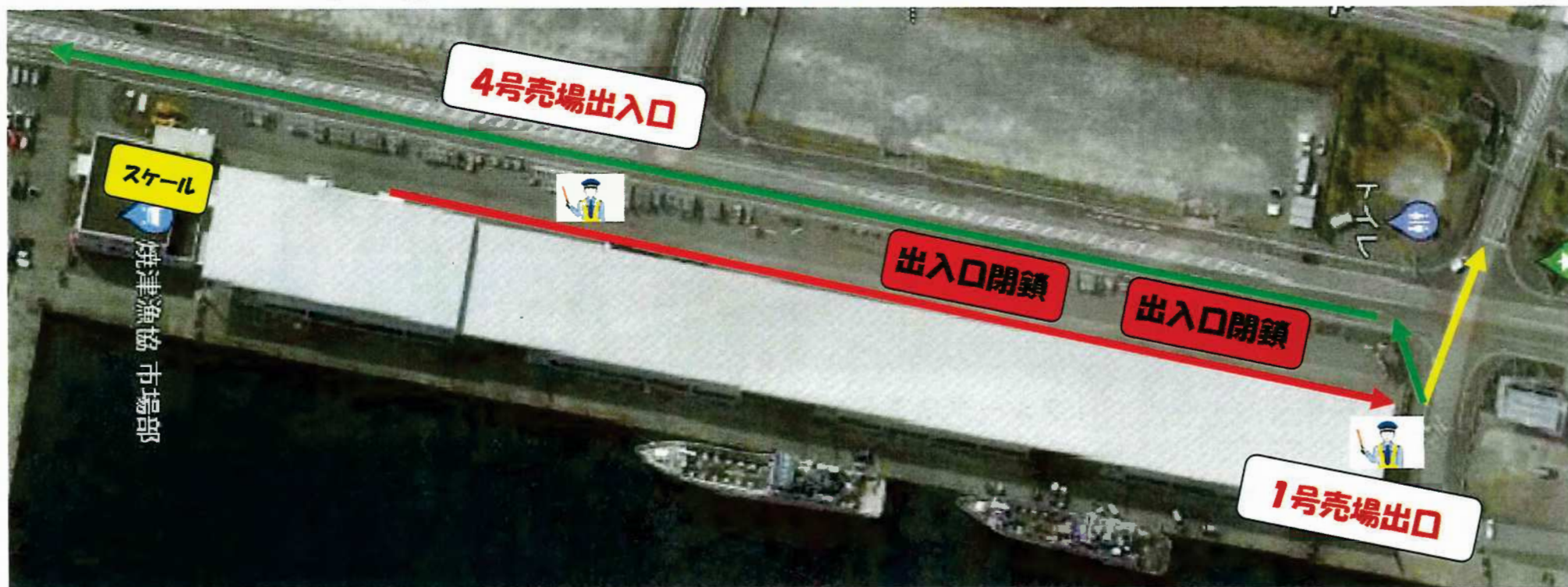
●各売場で水揚げを行い、積荷がある状態でトラックスケールを通過せずに、そのまま市内へ運搬しようとする行為は**絶対禁止**。

## ●パターン②【スケールを通過する車両】



●各売場で水揚げを行い、トラックスケールを通過した運搬車両は4号売場より出庫可能。

## ●パターン③【スケールを通過しない車両】



●トラックスケールを通過せずに、市内へ出るトラック車両は1号売場出口の監視警備員の所で、運転手自ら停止し運転手が荷台を開け積荷状態の確認を受けた後、運転手が荷台を閉め退場。

## ●パターン④【新港冷蔵庫へ向かう運搬車両・フォークリフト】



●新港冷蔵庫へ向うフォークリフト運転者は、監視警備員に対して計量証明書  
(ピンク用紙)を掲示し確認を受ける。



## ●禁止事項(秤り直し、積み直し時)



●秤り直し、積み直しがある場合、4号売場出入口付近にいる運搬トラックは、出口が近い理由で4号売場出入口から退場しようとするが**禁止**。

●トラックスケールに乗って退場する運搬トラック以外は、1号売場出口より退場する。  
※但し、業者車両については対象外とする。

# ●計量証明書(ピンク用紙)掲示 【新港冷蔵庫へ向かうフォークリフト運転者】



計量証明書	
品名 サイズ	85 番 荷 丸様 南の交角15c
買受人	下
年月日 発行 年月	040406 時刻入 09:33 時刻出
船名	85 番荷丸
車番	1
BOX	新入 300 / 本
総量	462kg
風袋量	300kg
実量	162kg
主任 計量者	望 月 洋 平 扱者 藤 野
使用計量器	電気抵抗線式はかり 3t/1kg

●1号売場出口にてフォークリフト運転者が監視警備員に、計量証明書(ピンク用紙)を掲示する。掲示した際、警備員が【年月日を確認】及び余白欄の○△□( )内の数字を確認します。